

深川市の実施機関における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第87条第1項の規定に基づく電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第23に基づく文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次のとおりとする。

## I 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法

第1 録音テープ又は録音ディスクに記録されている場合は、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 録音テープ又は録音ディスクの当該個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの聴取
- 2 録音テープ又は録音ディスクの当該個人情報に係る部分を録音カセットテープに複写したものの交付

第2 ビデオテープ又はビデオディスクに記録されている場合は、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 ビデオテープ又はビデオディスクの当該個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの視聴
- 2 ビデオテープ又はビデオディスクの当該個人情報に係る部分をビデオカセットテープに複写したものの交付

第3 第1及び第2に該当しない電磁的記録のうち、市が保有するプログラム（ワード、エクセル等で読み取れるものをいう。）により行うことができる場合は、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 当該個人情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧
- 2 当該個人情報に係る部分を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
- 3 当該個人情報に係る部分を用紙に出力したものの交付
- 4 当該個人情報に係る部分を光ディスク等の記録媒体に複写したものの交付

第4 第1から第3までの実施方法により電磁的記録の開示の実施を行うことができない場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第9条第3項の実施方法に準じた方法により開示の実施を行う。

## II 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法

第1 文書又は図画に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。ただし、3及び4に掲げる方法にあつては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、市がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

- 1 当該文書又は図画（法第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、2に規定するもの）の閲覧
- 2 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付（3に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくはA2判の用紙に複写したものの交付（3に掲げる方法に該当するものを除く。）
- 3 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- 4 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

第2 第1に掲げる方法により開示を行うことができない場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第9条第1項及び第2項に規定する開示の実施の方法に準じた方法により開示を行う。